

行政処分情報 詳細

被処分者氏名	築町リフォーム 代表 岩下 大亮
処分を決定した日	令和6年11月27日
履行期限	令和7年1月31日
違反概要	長崎市田上3丁目306番地及び307番地において、廃棄物処理法第12条第2項で規定する産業廃棄物保管基準に適合しない状態で、産業廃棄物を保管している。
命令の内容	上記の産業廃棄物を、廃棄物処理法第12条の規定に従い履行期限までに適正に処理すること。また、処理するまでの間は、廃棄物処理法施行令第6条又は産業廃棄物処理法施行規則第8条で定められた基準に従い、産業廃棄物の保管を行うこと。
処分の根拠法令	廃棄物処理法第19条の3第2号
備考	